

医療と介護の体制整備に係る協議の場について

木曾保健福祉事務所

1 目的

医療介護総合確保推進法に基づく、「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」に基づき、第7次保健医療計画における在宅医療の整備目標と、第7期市町村介護保険事業計画及び長野県高齢者プラン（第7期介護保険事業支援計画）における介護サービスの種類ごとの見込み量の整合性を確保するため、医療及び介護の体制整備に係る協議の場を設置する。

2 協議事項

2025年（H37）における慢性期機能からの転換分を含めた介護施設・在宅医療等の追加的需要（※）について、外来医療、在宅医療、介護サービスのいずれで対応するのかの調整を行う。

（※）長野県地域医療構想に定めた、在宅医療等の必要量のうち、将来においては、適切な受け皿整備を前提に、病床以外の介護施設・在宅医療等で対応するとしたもの。

3 医療計画（地域医療構想）（案）における在宅医療等の必要数

（1）平成37年度（2025年度における在宅医療等の必要量推計値）（単位：人/日）

構想区域	在宅医療等の必要数 A	内 訳			
		追加的需要		訪問診療分 N	介護老人 保健施設 O
		療養病床分 B	一般病床分 M		
木 曾	405	22	22	203	158

（「地域医療構想策定支援ツール」（厚労省）により推計、B, M, Oは厚労省提供数値）

【在宅医療等の必要量推計値の構成要素】

A：木曾圏域における2025（H37）年度の在宅医療等の必要量の推計値

B：療養病床の入院患者のうち、医療区分1の7割の患者数と入院受療率が低い地域との地域差解消分の患者数の合計数

M：一般病床の入院患者のうち、医療資源投入量が175点未満の患者数

N：訪問診療を受けている患者数（老人ホーム等の施設への訪問診療を含む。）

O：介護老人保健施設入所者数

（2）療養病床分にかかる整備目標

年 度	H32 <22床×3/8> C	H35 <22床×6/8> D	(H37) (B)
病床数	8	17	(22)

4 介護医療院への転換見込（未定分を含む）

24床（介護支援課調査）・・・F

5 整合性の確認

H32年度末における医療計画【案】の追加的需要（8床）については、介護医療院への転換見込<未定分を含む>（24床）でまかなわれるため整合性は確保されている。